

地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する用途状況

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率(国・地方)が 5%から 8%へ、さらに令和元年 10 月 1 日には 8%から 10%へ上げられました。この引上げ分の税収については、社会保障の充実に要する経費に充てるものとされています。

本村の令和 4 年度一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は次のとおりです。

歳入:地方消費税交付金(社会保障財源化分)・・・ 87,705 千円

歳出:社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費・・・ 1,171,443 千円

(千円)

事業名		令和4年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
区分	小区分		国県支出金	その他	地方消費 税交付金	
社会福祉	高齢者福祉費 障害者福祉費 児童福祉費 等	771,781	426,549	26,266	47,786	271,180
社会保険	国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険 等	292,777	59,604	0	34,933	198,240
保健衛生	保健衛生 健康増進 等	106,885	71,970	1,633	4,986	28,296
合 計		1,171,443	558,123	27,899	87,705	497,716

※上記において、端数処理により必ずしも合計額と一致しない場合があります。

※決算ベース・地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※事務人件費は、決算額から除外しています。